

2014年12月
第4号

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>
musyouka.fukuoka@gmail.com
info@mask-f.net

目次:

第3回口頭弁論
裁判所の暴挙!!

第3回口頭弁論後の
報告集会

無償化裁判に対する
意見交流コーナー

全国の無償化裁判の状況

会費(カンパ)
グッズ購入のお願い

国連人権規約委員会
での意見発表

弁護団・裁判所に対して
意見書を提出!

1 2014年 9月25日 第3回口頭弁論

裁判所の暴挙!! 予定されていた原告側意見陳述を拒否!
(裁判長発言)「被告(国)からの意見もあるのでは……」?

9月25日11時から第3回口頭弁論が小倉地方裁判所の207号法廷で開かれました。傍聴席87名分に対して113名の応募があり、裁判への関心が高まっています。今回の口頭弁論は、被告(国)の第1準備書面に対する原告側の反論が行われました。

はじめに、裁判官が、弁護団に提出準備書面の説明を要請しました。服部弁護団長が、被告の準備書面には「教育の機会均等」などの教育面について触れていないことを厳しく指摘をしながら、反論の概要を説明しました。その後、突然、裁判官から原告の意見陳述の時間は予定していないとの発言がありました。これに対して、傍聴席から「なぜだ。おかしいではないか。」などの声が上がりました。弁護団からも「準備書面を提出するのは、裁判の進行をスムーズにする便宜的なもの。当事者の意見を聞くのが、本来の姿だ。原告の意見陳述を拒否するのは、裁判官の横暴ではないか。」など激しく抗議を行いました。これに対して、裁判官は、「被告(国)からの意見もあるのでは」と、あたかも被告の意見のみに基づき、意見陳述をさせないような発言がありました。あまりにも中立性を欠くような裁判官

の態度に、弁護団から民事訴訟法に基づく異議が出されるとともに、「国が無償化制度において朝鮮高校生徒を差別しただけでなく、司法の場においても差別することであり、原告の心を傷つける許すことのできない暴挙である。」と厳しい追及がありました。しかし、裁判官は、こうした声を無視し、意見陳述をさせませんでした。

原告代理人(弁護団)は、次回第4回口頭弁論では、必意見陳述を実施するように申し入れましたが、裁判官は「実施について約束することはできない」と発言しました。また、

弁論終了後、裁判所(書記官)は、次回口頭弁論は、今まで使用してきた207号法廷(小倉地方裁判所で最も広い法廷)ではなく、203号法廷(傍聴席40席)を予定していると通告してきました。

こうした一連の動きは、中立公平であるべき裁判所が被告(国)の意向に沿う形で動いており、傍聴者を制限して裁判への関心を薄めようとしていると疑わざるを得ません。

私たちは、裁判所の動き(=国の意向)に惑わされることなく、無償化裁判の正当性をより多くの人々に訴えて行きます。

次回第4回口頭弁論は、12月18日11時(被告反論書面提出予定)に開かれます。

皆様のご参加をお待ちしています。



미래·미시通信

미시とは未来という意味

第3回口頭弁論終了後の報告集会

報告集会には95名が参加しました。裁判官の不当な仕打ちに憤りを感じている参加者たちの思いが凝縮された報告集会になりました。

① 弁護団から、「原告側提出準備書面」について次のような趣旨説明がありました。「無償化の立法目的は、経済的負担の軽減と教育の機会均等です。しかし、被告は、意図的に教育の機会均等に触れていません。その点を中心に反論したのが、今回の提出準備書面です。」

② 意見陳述できなかった高校生の意見の代読が行われました。参加者は、「切実な高校生の意見をなぜ裁判官は聞こうとしないのか。」という思いで聞き入っていました。



報告集会の様子



③ 朝鮮大学学生(黄希奈さん)が、ジュネーブの国連人権規約委員会に要請活動を行った報告がありました。

(以下、内容の一部を抜粋)

高校無償化実現のために朝鮮大学学生として、自分たちができることを模索し、2013年5月から毎週金曜日に文部科学省の前で抗議活動をするところから始めました。最初は、20人程度でしたが、学期末には1000人以上の人が集まりました。今では、「金曜闘争」と呼ばれ、学生だけでなくオモニ、同胞の方、日本の学生仲間などが参加し、大きな運動となっています。今年7月に国連人権規約委員会(ジュネーブ)への要請活動に参加しました。委員の方たちに、日本ではこんな人権侵害が起きているのだとアピールをしました。一緒に審査に参加した日本のNGO団体の方々からの心強い応援を受けました。そこで痛感したことは、先進国と言われている日本が、人権の面では他の国に比べて相当に遅れているという事実でした。私たちが行っている「金曜闘争」をはじめとする活動が、正当であるということでした。これからも、高校無償化

実現のために私たちは闘い続けます。明るい未来のために頑張ります。

④ 弁護団から意見陳述ができなかったいきさつについての説明がありました。

事実関係は、「9月19日に裁判所(書記官)から、原告代理人に意見陳述をしない方向で検討していると連絡があった。原告国代理人は、意見陳述を予定しているので実施できるように再考してほしいと申し入れた。裁判所は、弁論期日当日に至るまで回答をしないままだった。そして、口頭弁論の中で、いきなり意見陳述の時間は予定していないと発言してきた。」というものでした。

弁護団としては、「裁判官の忌避を含めて抗議の方法を検討するが、裁判所と無償化問題の本質を協議する場を得たと前向きに考えたい。」との意思表示がありました。

⑤ 福岡ふれあい納涼祭実行委員会(副会長 安玉姫)から、納涼祭の収益金の一部が無償化裁判支援金として朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会に寄贈されました。

無償化裁判に対する意見交流コーナー(第2回)

第2回目は、第3回口頭弁論及び報告集会に参加いただいた支援者の皆さんの声の一部を掲載します。

裁判傍聴について

○本日の傍聴で、生徒の意見陳述が却下されたことに深い怒りを感じました。この裁判の一番争点となる「差別」が、まさに今日この場で行われたと感じました。何としてもこの問題について長期戦を覚悟の上で取り組みたいと思いました。また、それに対して弁護団の先生方が熱く反論していただいたことをとても嬉しく思いました。

○原告の声(意見陳述)を聞かない。しかも、事前の通告もなく行ったことは裁判官として、また、人として不誠実であり、感情を入れて判決を行うのではないかと危惧される。被告側(文部科学大臣)の意見陳述がないのだから、(裁判官の)「対等である」という言い方は相手が出てこないだけの話。(法的な根拠は分からないが)裁判官の交代ができないのか。(裁判官は)差別をしたようにしか映らないほど冷たい態度であった。

○裁判官の訴訟指揮は、極めて不当

で一方的なもので強い憤りを感じました。当日になって意見陳述を取りやめさせることは不誠実きわまりないことです。次回、口頭弁論でもこの姿勢が改まるとは思えません。裁判官忌避は、真剣に考えた方がいいと思います。

報告集会(学習会)について

○生徒2名の意見陳述は代読でしたが、とても胸を打たれました。実際に街頭で署名活動をしている彼らの努力を何としても形として叶え

(3頁へ続く)

2014年12月

(2頁から続く)

てあげたいと思っています。朝鮮大学4年生の黄希奈さんの話は、とても素晴らしい活動だと思いました。大人が負けていられない。

○代読された意見陳述に感銘を受けました。「自分の目で見て、見に来て」「偏見で差別しないで」という言葉、全くその通りだと思います。朝鮮と日本を結ぶという朝鮮学校生徒た

ちの思いを無にすることなく、誰もが人権を尊重され、差別されない日本にしていくためにも、大切な裁判だと思いました。

○裁判では、分からなかったことが、学習会(報告集会)でよく分かりました。意見陳述を準備していた「高校生の意見陳述」の代読やジュネーブに行った学生の熱い思いを聞くことができて、朝早くから家を出てきてよ

かったと思いました。

その他の意見

○在日コリアン高齢者無年金訴訟では、新聞社やTV局も来ていました。もっとアピールできないのでしょうか。
○新聞・テレビなどでやる気のある記者を見つけて、広く一般社会にしらせるひつようがある。弁護団の裁判官に対する怒りの声に共感しました。

全国の無償化裁判の状況

第7回高校無償化弁護団全国連絡会議が、2014年10月11日大阪弁護士会館で開かれました。

高校無償化裁判を闘っている愛知、大阪、広島、東京、福岡の弁護団と支援団体が出席しました。

会議は、訴訟の現状と主たる争点についての意見交換が中心となりました。

この中で、被告(国)の主張が焦点化されました。ミレ通信3号で掲載しましたが、再度、双方の主張、見解を整理してみました。



裁判後、学校で行われた朝大生のジュネーブでの活動報告



被告(国)の主張

朝鮮高校は、朝鮮総聯の「不当な支配」がされているので、教育基本法第16条1項に違反する。また、「高等学校等就学支援金の支給に関する規程施行規則ハ号規程」の第13条に適合しない。したがって、不支給は違法ではない。

※ 教育基本法16条第1項

「教育は、不当な支配に服することなく、この法律および他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。」

※ 本件ハ号規程13条

「高等学校等就学支援金の授業料に係る債務の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。(適正な学校運営)」

国の主張に対する全国弁護団の見解

① 「不当な支配」とは何をもって主張しているのか。被告(国)は、(産経)新聞記事を証拠と提出しているが、新聞記事の真実性を精査せずに新聞に載ったことのみを問題にしている。

② 本件規程13条は、就学支援金が確実に授業料に充てられるかどうかを制度的・客観的に審査するための規程であり、「不当な支配」の有無などについて審査することは許されない。規程13条を持ち出すことは、規程を定めた法の趣旨から逸脱している。

③ 異国の地で教育を行う外国人学校に対して、本国または関連する民族団体がその教育活動を支援することは極めて自然なこと、にもかかわらず朝鮮学校だけを取り上げて、朝鮮総聯の支配を受けていると決めつけるのは無理がある。

④ 教育基本法第16条1項の持ち出しは、被告(国)の後付け理由にすぎない。

会費(カンパ)及びグッズ購入のお願い

■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。

(振込先は4面に記載)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な

支援の為には、これらも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■裁判支援グッズ完成！！

裁判支援グッズが完成しました。第1弾として、スマホクリーナーを準備しました。絵柄は、ロゴ(2種類)と朝鮮学校生徒の絵

画です。

収益は、裁判費用に充てられます。料金は1セット600円、2セット以上購入で500円です。

詳細に関しては電話かメールにてご確認ください。

電話 093-691-4431

メール info@msk-f.net



すべての子どもには学びへの権利があります！

国連人権規約委員会（ジュネーブ）での意見発表（2014年7月）

朝鮮大学校（東京都小平市）4年生 リ・キョンジュさん

委員の皆さん、

私は日本にある朝鮮大学校の4年生です。私が、講義を休んでジュネーブにやってきたのは、日本政府による「高校無償化」制度からの朝鮮学校除外という露骨な差別、そして私をはじめとする朝鮮学校で学ぶ生徒たちの学習権が侵害されている状況についてお話しするためです。

2010年4月、日本政府は「高校無償化」政策を施行しました。すべての高校レベルの子どもたちが家庭の経済状況に関わりなく学習できることを目的とした同制度は、各種学校である外国人学校の子どもたちにもその適用対象とするとして始められました。しかしながら、日本政府は私たちに何の関係もない朝鮮民主主義人

民共和国と日本との間の拉致問題などの外交上の問題を理由に朝鮮学校のみをその対象から除外しました。2010年当時、高校3年生であった私は、この理不尽な差別に大変なショックを受けました。私が所属していたラグビー部は全国大会に出場し、日本の高校生たちとラグビーを通じて交流を深めていました。同じ高校生なのに日本の高校や他の外国人学校は認められる一方で朝鮮学校の高校生はなぜ除外されなければならないのか。民族の言葉や文化を学ぼうとする子どもたちの学習権を政治的な理由をもって奪うことは、自由権規約第2条にも違反する許されない行為です。

私は無償化の恩恵を受けられない

まま朝鮮高校を卒業しましたが、後輩たちに同じような悔しく悲しい思いをさせたくないという一心で、朝鮮学校の子どもたちへの差別なき学習権の保障を求めて署名活動や集会等を行ってきました。この問題に関しては、すでに人種差別撤廃委員会や社会権規約委員会でも問題視され、差別の是正を求める勧告が出されていますが、日本政府は勧告を真摯に受け止めようとしません。

委員の皆さん、

私は自由権規約委員会が、日本政府に対して高校無償化制度を朝鮮学校の子どもたちにも差別なく適用するよう促すことを強く要請いたします。



弁護団・裁判所に対して意見書を提出！

弁護団は、裁判所が意見陳述をさせなかったこと、一方的に法廷（部屋）を変更する事に関して、10月10日付で意見書を提出しました。その概略は以下のとおりです。

- ①裁判において、原告本人の意見陳述をさせなかったことに対して厳重に抗議するとともに、次回裁判では原告本人の意見陳述の実施を認められたい。
- ② 次回以降の裁判における訴訟進行について、事前に協議すべく、原告代理人らと裁判所との面談を申し入れる。

- ③ 本件における弁論は、207号法廷で実施されたい。

意見の理由では、次の様な内容を訴えました。

原告らは、勇気と覚悟をもって、自分自身の想いを裁判所に聞いてもらいたい、朝鮮学校で学ぶ生徒の実態を知ってもらいたいと考えて意見陳述の実施を求めた。原告らは裁判所が意見陳述をさせなかった事に対して、公平中立な立場にあるべき裁判所からも差別的な取扱いを受けたと感じている。

裁判当日になって、意見陳述をさせないとの通告は、準備をしている原告や支援者、原告代理人にとって不意打ちであり、裁判所との信頼関係を失わせるものである。

追記：意見書提出から1ヶ月以上経過した11月24日現在、裁判所からは何の返答もありません。裁判所の不誠実な態度を改めさせるためにも皆さんの暖かいご支援をお願い致します。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店（普）2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店（普）6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広

